令和2年第9回美郷町議会臨時会

議事日程(第1号)

令和2年11月27日(金曜日)午前10時開議

- 第 1 議席の指定
- 第 2 常任委員会委員の選任について
- 第 3 会議録署名議員の指名
- 第 4 会期の決定
- 第 5 議長の諸般の報告
 - 1) 例月現金出納検査の報告(令和2年9月分、10月分)
- 第 6 町長の所信表明並びに招集挨拶

議案上程(説明)

- 第 7 報告第 9号 専決処分事項の報告について 議案上程・審議(説明~質疑~討論~表決)
- 第 8 議案第75号 美郷町議会議員の議員報酬及び旅費等に関する条例の一部改正について
- 第 9 議案第76号 美郷町町長及び副町長の給与及び旅費に関する条例の一部改正について
- 第10 議案第77号 美郷町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部改正に ついて
- 第11 議案第78号 美郷町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について
- 第12 議案第79号 令和2年度美郷町一般会計補正予算第9号
- 第13 議案第80号 令和2年度美郷町国民健康保険特別会計補正予算第4号
- 第14 議案第81号 令和2年度美郷町下水道事業特別会計補正予算第2号
- 第15 議案第82号 令和2年度美郷町農業集落排水事業特別会計補正予算第4号
- 第16 議案第83号 令和2年度美郷町水道事業会計補正予算第3号

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(16名)

1番 深沢義一君 2番 高橋 邦武 君 木 正 洋 君 4番 内 田 文 君 3番 鈴 清 5番 泉 美和子 君 6番 森 元 淑 雄 君 男 君 7番 髙 山 茂 雄 君 細 井 邦 8番 熊 谷 良夫 君 伊 藤 福章君 9番 10番 11番 鈴 木 良 勝 君 12番 村 田 薫 君 均 君 13番 藤 原政春 君 14番 深 澤 15番 熊 谷 隆 一 君 16番 澁 谷 俊 君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 佐々木 敬 治 君 長 松田知己君 副町 長 課 本間和彦君 企画財政課長 穣 君 総 務 長 髙橋 税 務 課 長 小田長 光 仁 君 住民生活課長 高 橋 久 也 君 福祉保健課長 齊 藤 敦 子 君 農 政 課 長 高 橋 勉君 商工観光交流課長 藤 田信 晴 君 建 設 課 長 木 村 英 彰 君 会計管理者兼 業委員 会 奥 智佳等 君 大 澤 修 君 Щ 出 納 室 長 長 事 務 局 教 育 長 君 教育推進監 福 田世喜 木 村 光 紀 君 教育推進課長 武田浩之君 生涯学習課長 佐々木 寿 人 君

職務のため出席した者の職氏名

 事務局長高橋博和
 庶務班長高橋幸子

 上席主査佐々木直樹

◎開会及び開議の宣告

○議長(澁谷俊二君) おはようございます。

定刻並びに出席議員が定足数に達しておりますので、ただいまから令和2年第9回美郷町議会 臨時会を開会いたします。

会議に先立ちまして、去る11月15日の美郷町議会議員補欠選挙において当選されました高橋邦 武君をご紹介いたします。その場にてご起立ください。

- **〇仮2番(高橋邦武君)** 高橋邦武です。よろしくお願いいたします。
- ○議長(澁谷俊二君) 直ちに会議を開きます。

(午前10時00分)

◎議席の指定

○議長(澁谷俊二君) 日程第1、議席の指定を行います。

11月15日執行の美郷町議会議員補欠選挙において当選されました高橋邦武君の議席は、会議規則第4条第2項の規定によって、議席番号2番に指定いたします。

◎常任委員会委員の選任について

○議長(**澁谷俊二君**) 日程第2、常任委員会委員の選任についてを議題といたします。

お諮りします。総務常任委員会委員に、2番、高橋邦武君を選任することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

O議長(澁谷俊二君) 異議なしと認めます。総務常任委員会委員に、高橋邦武君が選任されました。

なお、任期は本日令和2年11月27日から令和3年9月30日までとなります。

◎会議録署名議員の指名

○議長(澁谷俊二君) 日程第3、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、3番、鈴木正洋君、4番、内田清文君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長(澁谷俊二君) 日程第4、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(澁谷俊二君) 異議なしと認めます。よって、会期は本日1日限りと決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長(澁谷俊二君) 日程第5、諸般の報告を行います。

1として、町の監査委員より、例月現金出納検査令和2年9月分及び10月分の結果報告がありました。

その写しを皆様のお手元に配付しております。それをもって報告に代えさせていただきます。

◎町長の所信表明並びに招集挨拶

○議長(**澁谷俊二君**) 日程第6、町長の所信表明並びに招集挨拶と行政報告を行います。

本臨時会の招集に当たって、町長より所信表明並びに招集挨拶と行政報告の申出がありましたので、これを許します。

町長 松田知己君、登壇願います。

(町長 松田知己君 登壇)

〇町長(松田知己君) おはようございます。

このたび、無投票当選という形で町民各位よりご信任をいただき、引き続き町長職の責任を背負わせていただくこととなりました。新型コロナウイルスの感染拡大が続き、町民生活全般に制約や経済活動の停滞等に伴う影響がある中、町長としての的確な判断と迅速な行動を常に意識しながら、町民各位が誇れる美郷町にさらに成長していくよう、精進してまいりたいと存じます。町民各位並びに議員各位には引き続きご指導、ご鞭撻をいただけますようお願いを申し上げ、今後の町政推進の所信を述べさせていただきます。

美郷町は現在、立町17年目に入っております。町民各位並びに議員各位には、美郷町の基礎づくりから特色づくりに至るまで、これまで幅広くご理解とご協力をいただき、まちづくりを比較

的順調に進めてくることができましたことに、改めて心から感謝を申し上げます。また、これまでの4年間についても、美郷町の特色として語れる取組などについて、順調に展開させていただき、重ねて感謝を申し上げます。

例えば、東京2020オリンピックに関する取組では、バドミントン競技で国内最初の事前合宿地 決定となり、関係者の注目を集めたことで、美郷町の名前が全国的に発信されたほか、事前合宿 するタイ王国バドミントン選手との交流が始まり、加えてノンタブリー県アニュラチャ・プラシ ット・スクールとも交流が始まったことで、「タイ王国と言えば美郷町」という印象が、町内外で 形成されたものと認識しております。

また、民間企業との連携では、ヨネックス株式会社と自治体として全国で初めて包括連携協定を結び、各般の取組を展開したほか、株式会社モンベルとは包括協定並びに防災協定を結び、加えてモンベル秋田美郷店の誘致も実現するなど、さきに連携協定を締結した株式会社龍角散や日本航空株式会社と相まって、「民間企業と連携する美郷町」という特色を町内外に発信できたものと認識しております。

また、持てる資源を最大限活用することで美郷町の認知度向上を図るため、町所有のわら細工に県有形民俗文化財の指定をいただくとともに、坂本東嶽邸の大改修や佐藤家蔵の移築による飛翔館の整備などを行ったことで、美郷町の施設面での特色も強めることができたものと認識しております。

また、東京都大田区のご協力のもと「川瀬巴水展」や「川端龍子展」、日本航空株式会社のご協力のもと「空と飛行機の世界展」、宇宙航空研究開発機構のご協力のもと「謎の宇宙展」の開催、小中学校等での壁画プロジェクトの展開、ヨネックス株式会社のご協力のもと「ランニング教室」や「ソフトテニス教室」を開催するなど、芸術文化や科学技術、スポーツに関する積極的な展開で、町内外に「文教の取り組みに積極的な美郷町」という印象が形成されたものと認識しております。

また、基礎づくりの取組では、県内においていち早く全小中学校全教室のエアコン整備に着手し、快適な授業環境を整えるとともに、人口減少を見据えて公共施設等最適化実施計画を策定、公共施設等の適切な保有管理に取り組むなど、将来に向けた取組も進め、基礎自治体としての体質強化も進んできているほか、まちなか活性化プロジェクトの推進により中心市街地の動きも活発化しており、町としての姿が望ましい方向に向かっているものと認識しております。

こうした展開を支える財政については、福祉制度や産業振興に係る支援制度などを充実させるとともに、公共施設や道路、圃場整備など社会資本の適切な維持、整備を図りながら、プライマ

リーバランス黒字経営を意識した財政運営に留意し、加えて歳出の工夫や見直し努力などの実践 で、充分とは申しませんが、県内においては比較的良好な財政状況の自治体に位置付けられてい ると認識しております。

こうした現状認識を踏まえての今後のまちづくりについてですが、新型コロナウイルスなどの環境変化に適切に対応しつつ、引き続き町民が美郷町に住み続けたい思いを継続するとともに、 誇りを持って語りたい美郷町に成長していくよう、各般の取組を展開してまいりたいと考えております。

まずは、町政の基本となる身近な生活課題、例えば高齢化に伴う移動手段の確保、子育て世代への支援の充実、人口減少に伴う空き家等の解消・活用など、日々の生活半径に入る課題の解決に今後もしっかりと取り組み、住みよさをより感じるまちづくりを推進してまいりたいと存じます。

具体的には、高齢者など交通弱者の移動手段について、現在、乗合タクシー制度を実施しているところですが、医療機関受診や生活用品購入の関係で利用者要望の高い運行日の拡大について、 実現に向けた検討を進めてまいりたいと考えております。

また、他自治体で実施している子供たちの医療費軽減策などについては、その充実を検討するなど、他自治体との比較で不足感のない子育て環境の充実を図ってまいりたいと考えております。 また、人口減少に伴う空き家等については、現在その活用施策を展開しているところですが、 さらに推進していくため、その充実を図ってまいりたいと考えております。

また、「心を育む」取組については、今後も大切な分野として注力してまいりたいと考えております。

書家であり詩人である相田みつをさんに、「しあわせは いつも じぶんの こころがきめる」という作品がありますが、幸せのみならず、全ての判断や価値は人の心が決めるわけですので、感性や感受性が豊かで、かつ事柄等を広く深く捉えて、適切に判断できる心を育むことは、個々人の個性や深みのある判断、価値観を育むとともに、人との関係性、つまりは社会性を育む意味においてとても大切なことと私は認識しております。そのため、心つまりは人を育てるまちづくりをさらに推進し、美郷町での生活に対する意識向上、ひいては愛郷心やまちづくりへの参画意欲の向上などにつなげてまいりたいと存じます。

具体的には、学友館で実施してきた芸術文化及び科学技術等の展示企画に今後も力を入れてまいりたいほか、企業等との連携による各種スポーツ大会や教室等の開催に力を入れてまいりたいと考えております。差し当たり、来年度においては、新型コロナウイルスの影響で延期となった、

ョネックス株式会社ご協力による、仮称「バドミントンの歴史展」を開催してまいりたいほか、 延期した元プロ野球選手による野球教室などを開催してまいりたいと考えております。いずれ、 引き続き科学技術やスポーツ、そして芸術文化の振興を通じ、町民の感性、感受性の醸成に努め てまいりたいと考えております。

また、美郷町を題材にしたオリジナル絵本の製作に取り組むとともに、それを広く活用することで、一層の美郷意識の醸成に努めてまいりたいと考えております。さらに、新型コロナウイルス等が沈静化する前提のもとでですが、タイ王国等との交流を通じ、子供たちの国際感覚の錬磨による視野拡大及び自国文化の評価、多様性の受容意識などを育んでまいりたいと考えております。

こうした取組に加え、さらに美郷町が元気のある町として町民が認識するとともに、町内外で存在感の増す町となるよう、町内外の方々が活気を感じる各般の取組も推進してまいりたいと存じます。

具体的には、農業における複合作目である野菜や花卉、薬用植物等の一層の定着推進や、商業・工業における主用分野以外の新たな事業展開に支援策を講じ、その定着拡大による町民所得の向上を後押ししてまいりたいと考えております。

また、七滝山をはじめとする、町内に賦存する地域資源をできる限り活用していくことで新たな人の流れをつくり、交流人口並びに関係人口の増加に伴う地域の活気づくりに注力してまいりたいと存じます。

さらに、新型コロナウイルス等が沈静化する前提のもとでですが、ホストタウン活動を通じ、 人的交流の拡大はもちろんのこと、物的交流、つまりは経済交流に発展していくよう取り組んで まいりたいと考えております。また、地域資源の一層の活用による新たな可能性創出に向けて、 企業との連携活動を一層展開することで、美郷町の存在感を高めてまいりたいと考えております。 さらに、こうした取組を支える財政については、これまでと同様、健全財政を目指して各般の 留意を怠らず、後年度、つまりは将来における美郷町の財政状況を考えながら、各般の取組を行 ってまいりたいと存じます。

具体的には、今後もプライマリーバランス黒字経営を意識した財政運営に努めるとともに、今後の環境変化を踏まえた公共施設等最適化実施計画の見直しも含んだ経常経費の縮減、国、県の制度変更を踏まえた適切な歳出判断など、歳出工夫と歳入確保に意を払い、引き続き財政の健全化に取り組んでまいたいと考えております。

以上、現状認識から今後の展開についての所見を述べましたが、大切なことは町民各位と情報

を共有しながら、進む方向を皆さんと共有すること、そしてその方向にワンチーム美郷の体制で進んでいくことではないかと考えております。そのためにも、引き続き透明性や公平性を大切にしながら諸課題に誠実に取り組み、美郷町の行政組織に対する信頼感がさらに増すよう努めてまいりたいと存じます。

また、いつの時代も個人や組織が未来に夢や希望を持つこと、そして持てることはとても大切なことであると私は認識しております。そのため、これまで述べてきましたことを、与えていただきました任期の中で着実、そして確実に推進していくことで、皆さんが美郷町での生活に希望を持つとともに、未来に希望を感じていただけるよう、全身全霊をもって頑張りたいと存じます。今後も、「今を生きながら未来を創る」意識を大切にし、未来を向いて適切に変化をしながら行

今後も、「今を生さなから未来を削る」
意識を大切にし、未来を向いて週切に変化をしなから行政を推進してまいりたいと存じますので、町民各位並びに議員各位には、こうした考え方で歩む今後の町政について、引き続きのご理解とご協力をいただけますよう心からお願い申し上げ、私の所信といたします。

引き続き、令和2年第9回美郷町議会臨時会の開会に当たり、行政報告を並びに提出いたしま した議案の概要等を申し上げ、招集の挨拶といたします。

初めに、このたび美郷町議会議員補欠選挙においてご当選されました高橋邦武議員、誠におめでとうございます。心からお祝いを申し上げますとともに、ますますのご活躍とご健勝をお祈り申し上げます。

次に、今年度の成人式についてですが、第6回臨時会において、開催を令和3年1月に延期する旨報告したところですが、現在全国的に新型コロナウイルスの感染者が増加傾向にあり、取り巻く環境が再び変化していることを踏まえ、11月20日に「第5回美郷町成人式実行委員会」を開催し、出席者の安全と感染拡大防止を最優先に考え、開催を令和3年8月に延期することといたしました。関係する皆様にはご理解、ご協力をお願いいたします。

次に、仙南地区で発生した水道トラブルについて報告いたします。

11月19日午前10時30分頃に、下佐野地区において大規模な漏水が発生し、南町、飯詰、金沢西根地域で断水または水道が出にくい状況となりました。町では対象地区に防災行政無線でお知らせするとともに、給水車を出動させるなどの対応をいたしました。同日午後4時30分頃に断水が解消されましたが、住民の方々にはご不便をお掛けしましたことをお詫び申し上げます。

次に、提出いたしました議案の概要についてご説明いたします。

報告第9号「専決処分事項の報告について」ですが、器物損壊事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて専決処分いたしましたので、報告するものです。

議案第75号「美郷町議会議員の議員報酬及び旅費等に関する条例の一部改正について」、議案第76号「美郷町町長及び副町長の給与及び旅費に関する条例の一部改正について」、議案第77号「美郷町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部改正について」及び議案第78号「美郷町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について」ですが、議会議員、町長、副町長、教育長及び一般職の職員の期末手当に関する規定を改正したく、お諮りするものです。

議案第79号「令和2年度美郷町一般会計補正予算第9号」についてですが、ラベンダー園排水 流末整備工事の追加、小杉崎川災害復旧工事費の増額及び期末手当の支給率引下げによる人件費 の調整等に伴う歳入歳出予算の補正について、お諮りするものです。

議案第80号「令和2年度美郷町国民健康保険特別会計補正予算第4号」についてですが、期末 手当の支給率引下げによる人件費の調整に伴う歳出予算の補正について、お諮りするものです。

議案第81号「令和2年度美郷町下水道事業特別会計補正予算第2号」及び議案第82号「令和2年度美郷町農業集落排水事業特別会計補正予算第4号」についてですが、期末手当の支給率引下げによる人件費の調整に伴う歳入歳出予算の補正について、お諮りするものです。

議案第83号「令和2年度美郷町水道事業会計補正予算第3号」についてですが、期末手当の支 給率引下げによる人件費の調整に伴う収入・支出予算の補正について、お諮りするものです。

以上、提出議案の概要につきまして説明いたしました。

なお、提出議案の詳細につきましては担当課長に説明させますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げ、招集の挨拶といたします。

◎報告第9号の上程、説明

- 〇議長(澁谷俊二君) 日程第7、報告第9号 専決処分事項の報告についてを上程いたします。 内容の説明を求めます。総務課長。
- ○総務課長(本間和彦君) 報告第9号についてご説明いたします。

2ページ、専決処分書を御覧願います。

令和2年7月29日に美郷町千屋字中小森地内で発生した器物損壊事故について、令和2年11月 9日に示談が成立し、専決処分をしましたので、報告するものでございます。

相手方は、美郷町土崎字上野乙6番地1、美郷町千畑土地改良区理事長佐藤辰雄様で、事故の概要は、町職員運転の公用車が現場の確認中に後退した際、相手方が設置する水門に接触し、損害を与えたものでございます。

記載の損害賠償額及び和解の要旨により、示談が成立しております。

なお、損害額については、全額保険対象でございます。 説明は以上でございます。

○議長(澁谷俊二君) これで、報告第9号の説明が終わりました。

◎議案第75号の上程、説明、質疑、討論、表決

○議長(澁谷俊二君) 日程第8、議案第75号 美郷町議会議員の議員報酬及び旅費等に関する条例の一部改正についてを上程し、議題といたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。総務課長。

〇総務課長(本間和彦君) 議案第75号についてご説明いたします。

提案理由でございますが、令和2年度の人事院勧告を受けての国の対応並びに秋田県人事委員会の勧告を受けての県の対応に倣うとともに、県内の他市町村の動向を踏まえ、期末手当について、令和2年12月期の支給率を改定するとともに、令和3年度以降の6月、12月期の支給率を平準化するというものでございます。

内容でございますが、改正条文は4ページ、関連資料は議案資料集1ページ、新旧対照表は同じく2ページとなってございます。

それでは、議案4ページの改正条文を御覧いただきたいと思います。

現行の12月期の期末手当の支給率100分の160を0.05か月引下げ100分の155とするものが第1条による改正でございます。また、令和3年4月以降につきましては、支給率の平準化を図るため、6月及び12月の支給率を100分の157.5にするものが第2条及び附則のただし書による改正でございます。

説明は以上でございます。

○議長(澁谷俊二君) 提案理由並びに内容の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(澁谷俊二君) 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(澁谷俊二君) 討論なしと認めます。

議案第75号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第75号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(澁谷俊二君) 異議なしと認めます。よって、議案第75号 美郷町議会議員の議員報酬及び 旅費等に関する条例の一部改正については、原案のとおり決しました。

◎議案第76号の上程、説明、質疑、討論、表決

○議長(澁谷俊二君) 日程第9、議案第76号 美郷町町長及び副町長の給与及び旅費に関する条例の一部改正についてを上程し、議題といたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。総務課長。

〇総務課長(本間和彦君) 議案第76号についてご説明いたします。

提案理由でございますが、議案第75号と同様に、美郷町町長及び副町長につきましても、人事院勧告を受けての国の対応並びに秋田県人事委員会の勧告を受けての県の対応に倣うとともに、県内の他市町村の動向を踏まえ、期末手当について、令和2年12月期の支給率を改定するとともに、令和3年度以降の6月、12月期の支給率を平準化するというものでございます。

改正の内容でございますが、議案第75号と同様でございます。

説明は以上でございます。

○議長(澁谷俊二君) 提案理由並びに内容の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(澁谷俊二君) 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(澁谷俊二君) 討論なしと認めます。

議案第76号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第76号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(澁谷俊二君) 異議なしと認めます。よって、議案第76号 美郷町町長及び副町長の給与及び旅費に関する条例の一部改正については、原案のとおり決しました。

◎議案第77号の上程、説明、質疑、討論、表決

○議長(澁谷俊二君) 日程第10、議案第77号 美郷町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に 関する条例の一部改正についてを上程し議題といたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長(本間和彦君) 議案第77号についてご説明いたします。

提案理由でございますが、議案第75号と同様に、美郷町教育委員会教育長につきましても、人事院勧告を受けての国の対応並びに秋田県人事委員会の勧告を受けての県の対応に倣うとともに、県内の他市町村の動向を踏まえ、期末手当について、令和2年12月期の支給率を改定するとともに、令和3年度以降の6月、12月期の支給率を平準化するというものでございます。

改正内容でございますが、議案第75号と同様でございます。

説明は以上でございます。

○議長(澁谷俊二君) 提案理由並びに内容の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(澁谷俊二君) 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

〇議長(澁谷俊二君) 討論なしと認めます。

議案第77号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第77号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(澁谷俊二君) 異議なしと認めます。よって、議案第77号 美郷町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部改正については、原案のとおり決しました。

◎議案第78号の上程、説明、質疑、討論、表決

○議長(澁谷俊二君) 日程第11、議案第78号 美郷町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についてを上程し議題といたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長(本間和彦君) 議案第78号についてご説明いたします。

提案理由でございますが、今年10月及び11月に、秋田県人事委員会より、県職員の給与に関する勧告が行われました。本町におきましても、再任用職員を含めた町職員の給与について、県人

事委員会の勧告に準じた改定をしたく、提案するものでございます。

県人事委員会の勧告の概要でございますが、議案資料集5ページを御覧願います。

勧告のポイントでございますが、期末手当は県内民間の支給割合に見合うよう引下げるもので ございまして、月例給は公民格差が極めて小さいことから改定を行わないとするものでございま す。

それでは、改正内容でございますが、改正条文は10ページ、新旧対照表は議案資料集の6ページとなってございますが、議案第75号などと同様に、現行の12月期の期末手当の支給率を0.05か月引下げ、また令和3年度以降の6月期及び12月期の期末手当が均等となるよう配分するものでございます。

説明は以上でございます。

○議長(**澁谷俊二君**) 提案理由並びに内容の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(澁谷俊二君) 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(澁谷俊二君) 討論なしと認めます。

議案第78号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第78号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(澁谷俊二君) 異議なしと認めます。よって、議案第78号 美郷町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正については、原案のとおり決しました。

◎議案第79号の上程、説明、質疑、討論、表決

○議長(澁谷俊二君) 日程第12、議案第79号 令和2年度美郷町一般会計補正予算第9号を上程し、 議題といたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。企画財政課長から順次説明願います。

〇企画財政課長(髙橋 穣君) 議案第79号についてご説明いたします。

今回の補正は、710万円を追加する件及び地方債の変更1件でございます。

初めに、第2表地方債補正についてご説明いたします。

16ページをお願いいたします。

夏の豪雨により被害を受けた河川の復旧事業費に充当するため、災害復旧債の限度額を増額するものでございます。

それでは、歳入から順にご説明いたしますので、20ページ、21ページをお願いいたします。

21款1項10目1節の緊急自然災害防止対策事業債は、小杉崎川復旧事業の工事費増額分400万円 と、予算措置済みの河川復旧測量調査業務委託料310万円に充当するため、合計710万円を増額す るものでございます。

歳入の説明は以上でございます。

○総務課長(本間和彦君) 続きまして、歳出の説明をさせていただきますが、初めに人件費に係る各款項目の3節等につきまして、一括して説明をさせていただきます。

今回の人件費の補正の理由は、今議決をいただきました給与条例等の一部改正に伴うものでございます。

概要につきましては、30ページからの給与費明細書に記載してございます。

内訳でございますが、期末手当につきまして、1の特別職は、町長等が10万9,000円、議員が22万6,000円、2の一般職は、会計年度任用職員以外の職員が344万1,000円、会計年度任用職員が134万7,000円のそれぞれ減額でございまして、合計で512万3,000円でございます。

人件費の概要は以上でございますので、以降の各款項目の3節職員手当等の説明は省略をさせていただきます。

また、4款3項1目水道費、6款1項8目農村整備費及び8款5項1目下水道費の27節繰出金の減額につきましては、職員の期末手当の減額に係るものでございますので、同様に説明は省略をさせていただきます。

○教育推進課長(武田浩之君) 議案22ページ、23ページをお願いします。

ページ下段にあります3款2項3目児童福祉施設費14節の千畑なかよし園園児用手洗場改修工事ですが、手洗場床下の配管より漏水が見つかり、応急対応のため68万2,000円の補正をお願いするものでございます。

3款の説明は以上となります。

〇商工観光交流課長(藤田信晴君) 24ページ、25ページをお願いいたします。

下段7款1項3目観光費14節工事請負費、ラベンダー園排水流末整備工事についてご説明いたします。

ラベンダー園の排水及び土砂が排水路からあふれ、浪花字高野地内の民有地に溢水し、洗堀さ

れたことから、排水路を整備したく補正をお願いするものでございます。

工事内容といたしましては、排水用フリュームを25メートル施工し、護岸部分についてはコンクリートブロックを施工し、民有地への溢水と洗堀を防止するものでございます。

21節補償、補填及び賠償金ですが、ラベンダー園排水流末整備工事の作業場所確保のため立木の伐採が必要であり、杉8本分について補正をお願いするものでございます。

続きまして、4目温泉施設費10節需用費ですが、11月17日夕方、湯とぴあ雁の里温泉のブレーカーが落ち、原因を調査したところ、浴槽内気泡発生装置の故障に伴うものでした。当該装置の修繕料38万円並びに今後の温泉施設修繕を見込み112万円、合わせて150万円の補正をお願いするものでございます。3温泉の修繕料につきましては、4月から11月下旬までに9件、約206万円となっておりまして、今後温泉施設に故障が生じた場合、迅速に修繕したく計上をお願いするものでございます。

以上で7款の説明を終わります。

〇建設課長(木村英彰君) 続きまして、26ページ、27ページをお開きください。

8款2項1目道路橋梁総務費12節委託料の登記事務委託料の説明の前に、その下16節の土地購入費につきまして2点ご説明いたします。

1点目、善元寺地区にあります町道認定している道路敷地内に私有地が存在することが判明し、 その用地を取得したく計上するものでございます。

2点目、黒沢地区におきまして、国土調査の成果に一部誤りがあり訂正した結果、町道認定している道路の一部が私有地であることが判明したため、当該部分の用地を取得したく計上するものでございます。

戻りまして、12節の登記事務委託料は、先ほど説明いたしました黒沢地区の分筆登記費用でございます。

続きまして、3項1目河川総務費11節委託料の登記事務委託料の説明の前に、その下、16節の 土地購入費についてご説明いたします。

7月及び8月の豪雨で被災した小杉崎川につきまして、災害復旧に向け測量調査した結果、河川用地が一部狭くなっており、隣接する私有地側が大きく洗堀していることが分かりました。このため、一部用地買収して護岸復旧したほうが、河川断面が一定となり水の流れも安定することから、用地取得費をお願いするものでございます。12節はその分筆登記費用でございます。

16節は用地買収に関連する立木の補償費でございます。

以上で8款の説明を終わります。

○教育推進課長(武田浩之君) 議案28ページ、29ページをお願いします。

ページ中段にあります10款 5 項 3 目学校給食費10節の修繕料ですが、北学校給食センター及び 南学校給食センターの施設設備や厨房機器の修繕が増加しており、今後の応急対応に必要な修繕 料に不足が見込まれるため、40万円の補正をお願いするものです。

14節の南学校給食センター事務室暖房改修工事ですが、事務室床暖房の自動制御機器の故障により、現在事務室の温度調節ができない状態となっております。また、交換部品が廃番により確保できないことから、FF式温風暖房1台を設置するため64万4,000円の補正をお願いするものでございます。

10款の説明は以上となります。

○建設課長(木村英彰君) 続きまして、11款2項1目公共土木施設災害復旧費の14節一般土木工事費ですが、先ほど8款3項で説明いたしました小杉崎川につきまして、隣接する私有地が大きく洗堀被害を受けていた区間約20メートルのコンクリート護岸整備を追加いたしたく工事費を計上するものです。これにより、上流に整備済みの護岸と一連でつながることにより、災害防止が図られるものでございます。

以上で議案第79号の説明を終わります。

○議長(**澁谷俊二君**) 提案理由並びに内容の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(澁谷俊二君) 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(澁谷俊二君) 討論なしと認めます。

議案第79号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第79号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

〇議長(澁谷俊二君) 異議なしと認めます。よって、議案第79号 令和2年度美郷町一般会計補 正予算第9号は、原案のとおり決しました。

◎議案第80号の上程、説明、質疑、討論、表決

〇議長(澁谷俊二君) 日程第13、議案第80号 令和2年度美郷町国民健康保険特別会計補正予算

第4号を上程し議題といたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。福祉保健課長。

〇福祉保健課長(齊藤敦子君) 議案第80号につきましてご説明いたします。

今回の補正は、先ほど議案第78号で議決いただきました、美郷町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正に伴い、人件費に係る歳出予算の補正をするものでございます。

40、41ページをお願いいたします。

5款2項3目3節職員手当等でございますが、会計年度任用職員の期末手当を減額するもので ございます。

9款1項1目予備費でございますが、調整のための増額でございます。

以上で説明を終わります。

○議長(**澁谷俊二君**) 提案理由並びに内容の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(澁谷俊二君) 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

〇議長(澁谷俊二君) 討論なしと認めます。

議案第80号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第80号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

〇議長(澁谷俊二君) 異議なしと認めます。よって、議案第80号 令和2年度美郷町国民健康保 険特別会計補正予算第4号は、原案のとおり決しました。

◎議案第81号の上程、説明、質疑、討論、表決

○議長(澁谷俊二君) 日程第14、議案第81号 令和2年度美郷町下水道事業特別会計補正予算第 2号を上程し議題といたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。建設課長。

○建設課長(木村英彰君) 議案第81号につきまして説明いたします。

43ページをお開きください。

先ほど議案第78号で議決いただきました美郷町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正に

伴い、職員手当を一部減額することにより、歳入歳出予算の総額からそれぞれ9,000円を減額する ものでございます。

説明は以上です。

○議長(**澁谷俊二君**) 提案理由並びに内容の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(澁谷俊二君) 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

〇議長(澁谷俊二君) 討論なしと認めます。

議案第81号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第81号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

〇議長(澁谷俊二君) 異議なしと認めます。よって、議案第81号 令和2年度美郷町下水道事業 特別会計補正予算第2号は、原案のとおり決しました。

◎議案第82号の上程、説明、質疑、討論、表決

○議長(澁谷俊二君) 日程第15、議案第82号 令和2年度美郷町農業集落排水事業特別会計補正 予算第4号を上程し議題といたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。建設課長。

〇建設課長(木村英彰君) 議案第82号につきましてご説明いたします。

57ページをお開きください。

先ほど議案第78号で議決いただきました、美郷町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正に伴い、職員手当を一部減額することにより、歳入歳出予算の総額からそれぞれ1万6,000円を減額するものでございます。

説明は以上です。

○議長(澁谷俊二君) 提案理由並びに内容の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(澁谷俊二君) 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(澁谷俊二君) 討論なしと認めます。

議案第82号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第82号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(澁谷俊二君) 異議なしと認めます。よって、議案第82号 令和2年度美郷町農業集落排 水事業特別会計補正予算第4号は、原案のとおり決しました。

◎議案第83号の上程、説明、質疑、討論、表決

○議長(澁谷俊二君) 日程第16、議案第83号 令和2年度美郷町水道事業会計補正予算第3号を 上程し議題といたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。建設課長。

〇建設課長(木村英彰君) 議案第83号につきましてご説明いたします。

71ページをお開きください。

先ほど議案第78号で議決いただきました、美郷町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正に伴い、職員手当を一部減額することにより、第2条収益的収入及び支出につきまして、それぞれ26万7,000円を減額するものでございます。これに伴い、第4条他会計からの補助金につきましても同額を減額するものでございます。

説明は以上です。

○議長(**澁谷俊二君**) 提案理由並びに内容の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(澁谷俊二君) 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(澁谷俊二君) 討論なしと認めます。

議案第83号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第83号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(澁谷俊二君) 異議なしと認めます。よって、議案第83号 令和2年度美郷町水道事業会 計補正予算第3号は、原案のとおり決しました。

◎閉会の宣告

〇議長(澁谷俊二君) 以上で、本臨時会に上程されました議案の審議は終了いたしました。

これをもちまして、令和2年第9回美郷町議会臨時会を閉会します。

ご苦労さまでした。

(午前10時46分)

地方自治法第123条の規定により下記に署名する。 令和2年11月27日

美郷町議会議長 澁谷俊二

署名議員 鈴木正洋

署名議員 内田清文